

## 駐在員事務所・支店・プロジェクトオフィスの設立方法

琴 浦 諒\*

## 1. 駐在員事務所 (Liaison Office) / 支店 (Branch) の設立方法

## (1) 駐在員事務所 / 支店の設立要件 (基本的基準と追加的基準)

2009年12月30日付で発行され、2010年2月1日付で施行された、インド準備銀行 (RBI) の通達 (RBI/2009-2010/278 A. P. (DIR Series) Circular No. 23)<sup>(1)</sup>によれば、外国会社に対するインドでの駐在員事務所 / 支店の設立申請に対する認可の可否は、「基本的基準 (basic criteria)」と「追加的基準 (additional criteria)」の2つの資格基準 (eligibility criteria) によって判断される<sup>(2)</sup>。

## ア 基本的基準 (basic criteria)

「基本的基準 (basic criteria)」は、インドに駐在員事務所または支店を設立しようとする外国会社の主要な事業内容が、インドにおける外国直接投資 (FDI) 規制上、100%のFDIが認められている業種かどうか、という基準である (なお、インドにおけるFDI規制の概要については、次回以降に解説予定である)。

具体的には、当該外国会社の主要な事業内容が、100%のFDIが認められている業種である場合、認可は自動ルート (automatic route) により行われ、後述する追加的基準における実体要件が満たされており、また申請手続が適正に行われている限り、通常不認可となることはない。

一方、当該外国会社の主要な事業内容が、100%のFDIが認められていない業種である場合、インド

準備銀行 (RBI) は、インド政府金融省 (Ministry of Finance) と協議の上、駐在員事務所または支店設立の認可の可否を検討することとされており、この場合、下記に述べる実績要件がみとされており、かつ申請手続が適正に行われていたとしても、インド政府およびインド準備銀行の裁量的判断により、設立不認可となる可能性がある。

## イ 追加的基準 (additional criteria)

「追加的基準 (additional criteria)」とは、当該外国会社において、(i) 実績 (track record) と (ii) 純資産 (net worth) の2つの実体要件を満たしているかどうか、という基準である。

それぞれの詳細は、以下のとおりである。

## (i) 実績 (track record)

## ① 駐在員事務所

本国の直近3年間の会計年度において、連続して利益計上の実績があること (a profit making track record during the immediately preceding three financial years in the home country)

## ② 支店

本国の直近5年間の会計年度において、連続して利益計上の実績があること (a profit making track record during the immediately preceding five financial years in the home country)

## (ii) 純資産 (net worth)

## ① 駐在員事務所

5万米ドル相当額以上 (not less than USD 50,000 or its equivalent) の純資産<sup>(3)</sup>を有すること

## ② 支店

10万米ドル相当額 (not less than USD 100,000)

\* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

or its equivalent) 以上の純資産を有すること

なお、上記追加的基準の実績および資産の実体要件の数値は、あくまでも原則であり、上記の要件をみたしていない外国会社であっても、インド準備銀行(RBI)の裁量により、駐在員事務所または支店の設立が認められる可能性はある。この場合、通常と異なる条件(駐在員事務所の場合、認可期間が一般的な期間である3年間ではなく2年間となるなど)が付されることもある。

また、ある外国会社において、自身では上記要件は満たさないものの、親会社から「Letter of Comfort(支援念書)」を発行してもらうことにより、上記要件を満たしたものとみなすことができる。

たとえば、シンガポールに子会社を持っている日本企業が、当該シンガポール法人の駐在員事務所または支店をインドに設立しようとする場合、(最近設立したばかりで3年間の事業実績が無いなどの理由で)当該シンガポール法人が上記実体要件を満たしていても、親会社である日本企業が上記実体要件を満たしていれば、日本企業がLetter of Comfortを発行することにより、当該シンガポール法人によるインドでの駐在員事務所または支店の設立が認められる可能性がある。

## (2) 駐在員事務所／支店の設立手続

### ア 申請書類の提出

上記インド準備銀行(RBI)の2009年12月30日付通達(RBI/2009-2010/278 A. P. (DIR Series) Circular No. 23)によれば<sup>(4)</sup>、駐在員事務所または支店の設立申請は、原則として、承認取引者カテゴリーI銀行(Authorized Dealer Category-I Bank)に対して、申請書および添付書類を提出することにより行われる。ただし、例外として、銀行または保険会社が支店を設立する場合には、申請書類はインド準備銀行(RBI)または保険規制開発局(IRDA)に直接提出されなければならない。

「承認取引者カテゴリーI銀行(AD Category-I Bank)」とは、「インド準備銀行からその時々が発行される指示に基づいて、全ての当座勘定取引および資本勘定取引を行うことが、インド外国為替管

理法10条1項により認められている銀行(指定された商業銀行(Commercial Bank)、国立銀行(State Bank)または都市協同銀行(Urban Cooperative Bank))」をいう<sup>(5)</sup>。

いわば、承認取引者カテゴリーI銀行とは、インド準備銀行により、外為取引を扱うことを認められている銀行である。一般に、インド国内の中大手銀行であれば、通常この認可を受けているため、「承認取引者カテゴリーI銀行=インドの中大手の銀行」と考えて差し支えない<sup>(6)</sup>。

なお、2013年1月末現在、日系の銀行のうち、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行および三菱東京UFJ銀行の三行が、インドにおいて承認取引者カテゴリーI銀行として認可を受けている。そのため、日系企業がインドに駐在員事務所または支店を設立しようとする場合、これらのいずれかの銀行のインド支店に申請を行うことが便宜であると思われる。

外国会社が、駐在員事務所または支店の設立を、ある承認取引者カテゴリーI銀行に対して申請した場合、承認取引者カテゴリーI銀行は、申請者の背景、支配株主の素性、活動内容および場所、資金源などについて精査を行い、さらに本人確認を行った上で、自身のコメントおよび推薦を付し、インド準備銀行に申請書類を回付する<sup>(7)</sup>。

インド準備銀行は、承認取引者カテゴリーI銀行からの申請書類の回付を受け、承認取引者カテゴリーI銀行によるコメントおよび推薦を考慮の上、駐在員事務所または支店の設立認可の可否の判断を行う。

インド準備銀行は、駐在員事務所や支店の設立認可について、最終的な裁量判断権限を有している。そのため、申請者が、設立要件の基本的基準および追加的基準の双方を満たしており、かつ承認取引者カテゴリーI銀行による推薦を得ていたとしても、インド準備銀行が必要と考えるその他の要件(必ずしも通達に明文で規定されているものに限られない)が満たされていないと判断される場合、設立が認可されないこともある。

もっとも、特別な事情が無い限り、設立要件を満たしており、かつ承認取引者カテゴリーI銀行の推薦が得られている場合には、駐在員事務所または支店の設立は認可されることが通常である。

設立要件を満たしており、かつ申請書類に不備がなければ、通常、設立申請から2~3ヶ月以内に、インド準備銀行により駐在員事務所または支店の設立が認可され、設立認可書が発行される。

なお、2010年以降、全ての外国会社の駐在員事務所および支店には、IDナンバーとして、固有識別番号 (Unique Identification Number (UIN)) が割り振られている。UINは、インド準備銀行が外国会社の駐在員事務所および支店を統括的に管理するための番号であり、駐在員事務所または支店から承認取引者カテゴリーI銀行を通じてインド準備銀行に提出される全ての書類(毎年活動認証報告など)には、当該支店または駐在員事務所のUINを記載する必要がある。

## イ 登記

インドに駐在員事務所または支店を設立した外国会社は、駐在員事務所または支店の設立が認可された日(設立認可書に記載された認可日)から30日以内に、会社登記局 (Registrar of Companies) に対して、インド国内に事業拠点を設立したことの登記を行う必要がある。この登記は、駐在員事務所または支店自体の登記ではなく、インド国内に事業拠点を持った外国会社自身の外国会社としての登記である(したがって必要な情報や添付書類の多くは、当該外国会社自身に関するものとなる)。

この登記手続、および登記手続後に行う税務番号の取得のいずれについても、駐在員事務所または支店の代表者による電子署名認証 (Digital Signature Certificate (DSC)) が必要となる(なお、DSCの詳細および取得方法については、次回以降に解説する会社の設立手続において、その詳細を解説予定である)。

駐在員事務所または支店を設置した外国会社の登記は、インド会社登記局に対して、Form 44と呼ばれるフォームを、インド企業省のウェブサイトを通じてオンラインで提出することにより行う。

Form 44の主な記載事項は、駐在員事務所または支店を設置した外国会社の商号および本国所在地、事業拠点がある州および所在地などであり、これらをオンラインフォームに記入した上で、駐在員事務所/支店の代表者の電子署名認証を貼付して提出す

る。申請手数料は5,000ルピーであり、クレジットカードでの支払いが可能である。

また、添付書類として、以下の書類をPDFファイルで添付する必要がある。なお、下記①から③の書類については、公証およびインド大使館による認証(または大使館認証に代わるアポスティューユの付与)が必要となる。

- ①外国会社の商業登記簿謄本(登記官印証明付) およびその英訳
- ②外国会社の定款(原本証明付) およびその英訳
- ③委任状(外国会社の代表者が、インドにおける駐在員事務所または支店の所長となるべき者に対して、当該駐在員事務所または支店の設立、運営等について委任する旨を記載したもの。英文)
- ④外国会社の取締役の氏名、住所、国籍、役職等を記載した書類(英文)
- ⑤インド準備銀行による設立認可書の写し

書類に不備がなければ、通常1~2週間程度で登記は完了し、外国会社に対して、「インドにおける事業拠点設立認証書 (Certificate of Establishment of Place of Business in India)」が交付される。当該外国会社の駐在員事務所または支店は、この設立認証書の取得後に活動を開始することができる。

なお、駐在員事務所または支店の所在地が変更されるなど、設立後に登記申請の際に申告した事項に変更が生じた場合には、Form 49と呼ばれるフォームにより、インド企業省のウェブサイトを通じてオンラインで、会社登記局に当該変更を報告しなければならない。

## ウ 税務番号の取得

上記の登記手続が完了すれば、法律上要求されている駐在員事務所/支店の設立手続は全て完了するが、駐在員事務所または支店が実際に活動を開始するにあたっては、すみやかに基本税務番号 (Permanent Account Number (PAN)) その他の税務番号を取得する必要がある。

基本税務番号 (PAN) とは、インドにおいて各種税務手続を行う際の、いわばID番号であり、イ

ンドの税法である1961年所得税法 (Income tax Act, 1961) 上、インド国内で所得がある者その他税務申告を行うことが義務付けられている者は、必ずこれを取得しなければならない。

また、駐在員事務所または支店は、PANの他にも、必要に応じて、駐在員事務所または支店による支払いの際の源泉徴収を管理するTax Deduction Account Number (TAN)、サービス税の徴収を管理するService Tax Number (STN)、付加価値税の徴収を管理するValue Added Tax Number (VATN)、中央販売税の徴収を管理するCentral Sales Tax Number (CSTN)、輸出入を行う際に必要となるImport Export Code (IEC) 追加等の税務番号を取得する必要がある。

以下では、PANの取得申請手順のみ解説する。

PANの取得申請は、Form49Aと呼ばれる書式を、インド所得税局 (Income Tax Department) が指定する登録代行業者に、添付書類とともに提出することにより行う。2013年1月現在、登録代行業者は、National Securities Depository Limited (NSDL)、およびUTI Technology Services Limited (UTITSL) の2社のみであり、いずれかの登録代行業者を選択することになる<sup>6)</sup>。

Form49Aは、インド所得税局のウェブサイトダウンロードすることができ、これに必要な事項を記載して、添付書類とともにNSDLまたはUTITSLに送付する方法か、またはNSDLもしくはUTITSLのウェブサイトを通じてオンラインで提出することができる。ただし、オンラインで提出できるのは、あくまでForm49A本体のみであり、添付書類については、Form49Aをオンラインで提出した後、すみやかにNSDLまたはUTITSLに郵送する必要がある。

外国会社の駐在員事務所または支店がForm49Aを提出する場合の添付書類は、①会社登記局から交付された「インドにおける事業拠点設立認証書」の写し、および②会計事務所や法律事務所を代理人として代理申請を行う場合、当該代理人に対する委任状 (公証、認証が必要) の原本、となる。

Form49Aの記載および添付書類に不備が無ければ、概ね申請から2~3週間程度でPANの取得は完了し、PAN Cardと呼ばれる10桁のPANが記載されたカードが、駐在員事務所または支店の住所に郵送

される。なお、PAN取得後、インド国内で税務申告その他税務上の手続を行う場合には、各種書類に必ずPANを記載する必要がある。

## 2. プロジェクトオフィス (Project Office) の設立方法

### (1) プロジェクトオフィスの設立要件

プロジェクトオフィスの設立は、インド準備銀行 (RBI) の事前承認を要する事前承認ルートと、インド準備銀行への事後報告のみで設立が可能な自動ルート (automatic route) のいずれかにより行われる。

インド外資規制、およびインド準備銀行の発行する通達であるMaster Circular on Foreign Investment in IndiaのパートⅢの7項により、外国会社は、以下の要件を満たす場合には、自動ルートによりプロジェクトオフィスを設立することができる。

- ①当該外国会社が、既にインド国内で当該プロジェクトに関する契約を締結済みであること、かつ
- ②以下の4つの要件のうち、いずれかを満たしていること
  - (i) 外国からの送金により、プロジェクトに必要な資金が直接供給されていること
  - (ii) 二国間または多国間の国際的な資金供給機関 (国際通貨基金、アジア開発銀行等) により、プロジェクトに必要な資金が供給されていること
  - (iii) インドの関係当局から、プロジェクト遂行に関して必要な許認可を取得していること
  - (iv) 契約相手方であるインドの企業または団体が、当該プロジェクトの支払いに関してインドの公的金融機関または銀行による期限付きの貸付を受けていること

上記①の要件について、「プロジェクトに関する契約」は、原則としてMemorandum of Understanding (MOU) や、Letter of Intent (LOI) といった覚書では足りず、最終的な合意書面となる契約書 (definitive agreement) が締結されている必要がある。ただし、プロジェクトオフィスの設立申請を受け付ける承認取引者カテゴリーI銀行 (Authorized Dealer Category-I Bank) の判断によっては、MOUやLOI



の段階であっても、それらに法的拘束力があるとされている場合には、自動ルートでの設立が認められることもある。

また、上記②の要件のうち(i)について、「プロジェクトに必要な資金」は、原則としてその全額が外国から送金されている必要があるが、こちらも承認取引者カテゴリーI銀行の判断によっては、一部資金の送金であっても、自動ルートでの設立が認められることがある。

上記各要件が満たされない場合には、外国会社は、インド準備銀行の事前承認を得ない限り、プロジェクトオフィスを設立することはできない。なお、上記各要件を満たさない状況で、インド準備銀行からプロジェクトオフィス設立の事前承認を得ることは容易ではないため、プロジェクトオフィスを設立しようとする場合、可能な限り上記各要件を満たして、自動ルートで設立できるようにすることが望ましい。

## (2) プロジェクトオフィスの設立手続

### ア 申請書類の提出

プロジェクトオフィスを自動ルートで設立する場合、承認取引者カテゴリーI銀行に対して、自動ルートによるプロジェクトオフィスの設立要件を満たしていることを証明する書類(当該プロジェクトに関する契約書や、資金計画表など)とともに、口座開設依頼書を提出し、プロジェクトオフィスの設立と、プロジェクトオフィス名義での口座開設を依頼する。

承認取引者カテゴリーI銀行が、提出書類を審査の上、自動ルートによる設立要件を満たしていると判断した場合、プロジェクトオフィスの設立が認められ、プロジェクトオフィス名義での口座が開設される。

プロジェクトオフィスを設立した外国会社は、プロジェクトオフィス成立日(プロジェクトオフィス名義での口座開設日)から2ヶ月以内に、承認取引者カテゴリーI銀行を通じてインド準備銀行に対して事後報告を行う必要がある。

インド準備銀行への事後報告のフォームには、以下の事項を記載しなければならない。

- ・プロジェクトオフィスを設立した外国会社の商号と本社の所在地
- ・プロジェクトに関する契約にレファレンスナンバーが付されている場合、その番号

- ・プロジェクトの注文主
- ・プロジェクトに関する契約の契約金額
- ・プロジェクトオフィスの所在地、メールアドレス、電話・ファックス番号
- ・プロジェクトオフィスの存続予定期間
- ・プロジェクトの概要
- ・プロジェクトオフィスの口座を開設した承認取引者カテゴリーI銀行の商号
- ・プロジェクトオフィスを設立した外国会社自身による、当該設立が自動ルートでの設立要件を満たしていることについての保証(undertaking)

一方、プロジェクトオフィスを事前承認ルートで設立する場合、外国会社は、インド準備銀行の担当部署に直接コンタクトをとり、同部署から要求される書類等を提出した上で、必要に応じてプロジェクトの内容や、なぜ自動ルートの要件を満たせないのかなどについて説明を行う必要がある。

### イ 登記および税務番号の取得

プロジェクトオフィスを設立した外国会社は、インド準備銀行への事後報告と並行して、プロジェクトオフィス設立日(プロジェクトオフィス名義での口座開設日)から30日以内に、会社登記局に対して、インド国内に事業拠点を設立したことの登記を行う必要がある。

登記申請は、駐在員事務所または支店の場合と同様、Form 44と呼ばれるフォームを、インド企業省のウェブサイトを通じて、オンラインで会社登記局に提出することにより行う。登記の必要書類は、駐在員事務所または支店の場合と同じであり、登記完了後に、「インドにおける事業拠点設立認証書」が会社登記局から交付されることも同様である。

また、駐在員事務所または支店の場合と同様、プロジェクトオフィスも、実際に活動を開始するにあたっては、すみやかに税務番号を取得する必要がある。税務番号の取得方法も、駐在員事務所または支店の場合と同じである。

[注] \_\_\_\_\_

(1) 同通達は、下記インド準備銀行(RBI)のウェブサイトでも参照可能。

(一覽) インドにおける事業拠点の設立要件および設立手続

事業拠点の種類	会社	駐在員事務所	支店	プロジェクトオフィス
FDIが100%認められている業種であるかどうかによる設立手続の相違	相違なし	相違あり (FDIが100%認められている業種である場合、自動ルートにより認可)	相違あり (FDIが100%認められている業種である場合、自動ルートにより認可)	相違の有無不明 (明文規定なし)。ただし別途の要件あり
実績要件	なし (外国会社本体が赤字でも設立可能)	本国の直近3年間の会計年度において、連続して利益計上の実績があること	本国の直近5年間の会計年度において、連続して利益計上の実績があること	なし (ただし、インド準備銀行の事前承認なくして設立する場合、別途の要件を満たすことが必要)
資産要件	なし (資本金の払込みさえなされれば良い)	5万米ドル相当額以上の純資産	10万米ドル相当額以上の純資産	なし (ただし、インド準備銀行の事前承認なくして設立する場合、別途の要件を満たすことが必要)
設立手続	インド企業省およびインド会社登記局への設立申請	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたインド準備銀行への設立申請	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたインド準備銀行への設立申請	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたインド準備銀行への設立申請
登記の要否	必要 (当該会社自身の登記)	必要 (外国会社の事業拠点である旨の登記)	必要 (外国会社の事業拠点である旨の登記)	必要 (外国会社の事業拠点である旨の登記)
税務番号の取得	必要	必要	必要	必要

<http://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/3109APDIR23.pdf>

- (2) 本通達以前は、駐在員事務所/支店の設立認可基準としては、「基本的基準 (basic criteria)」に相当する基準のみが公表されており、「追加的基準 (additional criteria)」に相当する基準は公表されていなかった。もっとも、そのことは追加的基準に相当する基準が存在しなかったことを意味するものではなく、実際には、インド準備銀行 (RBI) による駐在員事務所/支店の設立認可の可否の審査にあたって、設立申請を行っている外国会社が本国においてどの程度の利益を計上しているか、また資産を保有しているかは、考慮の対象とされてきた。そのため、本通達は、これまで不明確であった審査における実体要件を明確に数値化したものであると評価できる。
- (3) 「純資産 (net worth)」は、同通達上、「公認会計士またはどのような名称であるかにかかわらず登録を受けた会計実務家によって認証された、最新の監査済貸借対照表または財務諸表上の払込資本金および準備金の合計から、無形固定資産を控除したもの (total of paid-up capital and free reserves, less intangible assets as per the latest Audited Balance Sheet or Account Statement certified by a Certified Public Accountant or any Registered Accounts Practitioner by whatever name)」と定義されている。
- (4) 同通達以前は、外国会社による支店や駐在員事務所の設立申請は、Form FNC-1と呼ばれる書式を、直接インド準備銀行 (RBI) に提出して行うものとされていた。しかしながら、同通達以降、外国会社は、Form FNCと呼ばれる書式 (同通達に別紙Cとして添付。内容はForm FNC-1とほぼ同様) を、承認取引者カテゴリーI銀行に

提出し、承認取引者カテゴリーI銀行が、申請者の身元確認や書類の確認を行った上で、インド準備銀行に提出するという手続を踏まなければならないことになった。すなわち、インドに駐在員事務所を設立しようとする外国会社は、申請書類を、直接インド準備銀行に対して提出するのではなく、承認取引者カテゴリーI銀行を経由して提出しなければならないことになった。

- (5) 本定義は、インド政府商工省 (MCI) の産業政策促進局 (DIPP) 発行の統合版外国直接投資方針 (Consolidated FDI Policy) に規定されている。
- (6) 2013年1月現在、承認取引者カテゴリーI銀行の一覧は、下記インド準備銀行のウェブサイトにて参照可能である。  
<http://www.rbi.org.in/commonman/English/scripts/authorizeddealers.aspx>
- (7) 駐在員事務所または支店の設立申請を受けた承認取引者カテゴリーI銀行は、当該駐在員事務所または支店が存続する間、送金や口座管理に関わる手続を担当することになるのが通常である。これらの送金に関わる手数料収入や、その後の取引関係の継続への期待等から、承認取引者カテゴリーI銀行に対して駐在員事務所や設立の設立を依頼する場合に、設立手続自体についての手数料支払いを要求されることは通常無い。
- (8) どちらの登録代行業者も、PAN登録について提供するサービスの内容は同じであり、したがってどちらを選んでも良い。日本企業の多くは、NSDLに登録申請しているようである。